

市営住宅を退去（明渡し）される方へ

市営住宅の退去（明渡し）に当たり、以下のことが必要となりますので、よろしくお願いします。

- ① 市営住宅明渡し届を提出してください。（敷金払戻し請求書、委任状等も含まれます。）
※必ず管理人の署名をもらってください。
※書類の提出は『明渡しの検査』の5日前までをお願いします。
- ② 入居後に設置したものは、全て『明渡しの検査』までに撤去し、原状復旧してください。
※設置の際に、元々の設備を一部加工(部品の取替え等)した場合も原状復旧してください。
※浴槽・風呂釜を入居後に設置したか曖昧な場合は、住宅係へお問い合わせください。
※明渡しの作業前に住宅へお伺いして、撤去や原状復旧に必要な事項を御案内できます。

設置物(個人設置分)	配管・配線	備考
TV アンテナ	管内配線は残す 室内線はすべて撤去	屋上も撤去
ケーブル TV	室内線はすべて撤去	
電話回線	室内線はすべて撤去	
玄関呼出ブザー	室内線はすべて撤去	穴を埋める
エアコン	配管、室外機	穴を塞ぐ
給湯器	配管、分岐	穴を埋める
浴槽・風呂釜・シャワー	配管、分岐	
照明器具		
カーテン カーテンレール		ふさかけ
釘・画鋸・シール等		
網戸		

※検査の当日、撤去すべきものがある場合、
検査時に撤去可…お持ち帰りください。
検査時に撤去不可…撤去後に再検査を行います。

- ③ 畳、襖(ふすま)は、入居年数に関係なく、畳は畳表、襖は全面(表裏)の張替えをしてください。※張替えに関しては仕様及び修繕範囲が決まっています。詳しくは別紙1を参照してください。
- ④ 破損物(破損箇所)や、落書き等で汚れた箇所については、自己責任で復旧するよう努めてください。
- ⑤ 入居時に交付した鍵2本とスペアキーも含め、全て返却してください。
- ⑥ 倉庫がある住宅については、倉庫内の私物も全て撤去してください。
- ⑦ トイレがくみ取り式の住宅については、くみ取り便槽の抜き取りをしてください。

◎上記のことが全て完了後、退去者(代理人でも可)立会いで『明渡しの検査』を行います。

※原状復旧されてない場合は、検査出来ませんので御注意ください。

検査完了日までは、日割りで家賃が発生します。

その他

下記の手続きについては、入居者で契約解除（廃止）の手続きをしてください。

【 電 気 】

- ◎中国電力(株) 山口営業所 受付時間 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）
- ・住所 山口市中央二丁目3番1号
 - ・電話 0120-612-530（フリーダイヤル）

【 水 道 】

- ◎防府市上下水道局 受付時間 午前8時15分～午後5時（平日）
- ・住所 防府市仁井令町13番1号
 - ・電話 0835-23-2511

【 ガ ス 】

《 都市ガス 》

- ◎山口合同ガス 受付時間 午前9時～午後5時15分（平日）
- ・住所 防府市自由ヶ丘一丁目5番17号
 - ・電話 0835-22-0026
- ※ ガス漏れ等の緊急時には、0835-22-5154へ連絡してください。

《 LPガス 》

◎各住宅の指定業者

- ・住所 _____
- ・電話 _____

【 電 話 】

- ◎NTT西日本(株)
- 各自で【116】に電話し、住所や移転日等の連絡をしてください。

【 ケーブルテレビ 】

- ◎山口ケーブルビジョン(株)
- ・電話083-934-1234または0120-374-936（フリーダイヤル）

退去手続きチェックリスト

下記のチェックをすべてした上で検査を受けていただくようお願いいたします。

【原状復旧】

- | | | |
|---------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 自分で取り付けた浴槽・風呂釜・シャワーを撤去しましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 畳の表替えをしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 襖の張替えをしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 家財道具や生活用品を含む私物は撤去しましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 押入れの中には物はありませんか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ベランダの片付けはしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ベランダの物干し竿の撤去はしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| カーテン・カーテンレール・ふさかけの撤去はしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 網戸の撤去はしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 自分で取り付けた釘やフック、画びょう、手すり等は外しましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| エアコンや給湯器（個人設置分）は撤去しましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| エアコンの貫通部分の穴を塞ぎましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 電気器具（照明器具等）の撤去はしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 屋上のテレビアンテナ（個人設置分）は撤去しましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 自分で取り付けた電話・インターネット回線は撤去しましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 自分で付けた棚や物置台は撤去しましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| その他、自分で設置したものは撤去しましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| （倉庫のある住宅の方） | | |
| 倉庫の片付けをしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| （庭付き住宅の方） | | |
| 庭の樹木やブロックなどの撤去、除草、地ならしはしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 敷地内に置いているものは撤去しましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

残した方が次の入居者のために便利と思われるものでも、上記のものは必ず撤去してください。

【退去手続き】

- | | | |
|-----------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 電気の使用廃止の手続きをしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 水道の使用廃止の手続きをしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ガスの使用廃止の手続きをしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 固定電話の移転の手続きをしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| ケーブルテレビの廃止の手続きをしましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

【建築課での手続き】

- | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 明渡届に管理人の署名をもらいましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 明渡届を建築課へ提出しましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| （駐車場を契約中の方） | | |
| 明渡届に駐車場管理組合の理事長の署名をもらいましたか？ | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

以上を確認の上、検査を受けてください。検査当日は住宅の鍵（スペアキー含む）と倉庫の鍵をお持ちください。

不明な点がございましたら、建築課住宅係（0835-25-2178）までお問い合わせください。

別紙1 (業者にお渡しください)

・畳、襖(ふすま)は、入居年数に関係なく、畳は畳表、襖は全面(表裏)張替えをしてください。

◎規定の仕様 ・畳 … D種Ⅱ型・C2 (畳表については、JAS2等とする。)

・襖 … 新鳥の子 白で無柄のもの (例：山水、景勝、角兵衛)

※ 畳表の張替え以外の作業が必要な場合は、事前に建築課までご連絡ください。

◎襖の修繕に際して

・張替え時の写真を撮影し(様式下記参照)、提出してください。(修繕業者→入居者→市)

・下地骨が折れている場合は修復。

・下張りが破れている場合は胴張りにて補修後、浮けかけし上張りを張る。

・戸襖ベニヤ破れはベニヤ張り替えののち上張り。

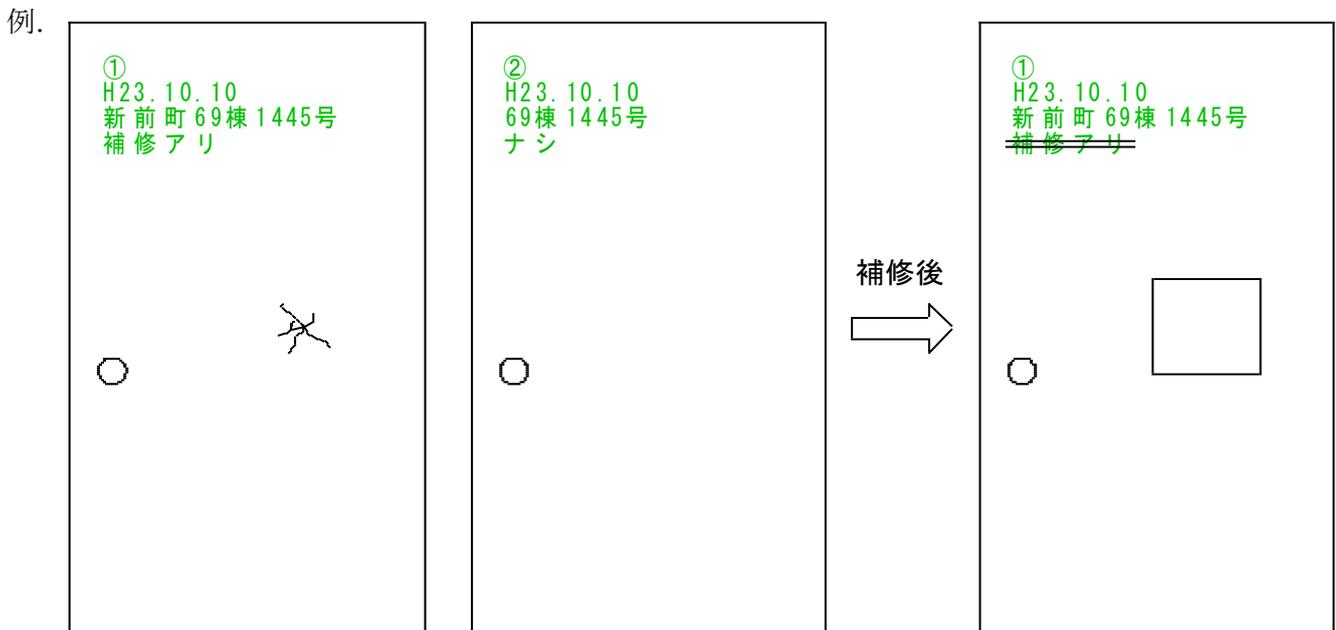
・台所に面する襖は、台所側をビニル製の上張りとする。(※一部団地によりビニル製以外もあり)

・押入れの裏面は雲花紙とする。

※ 縁、引き手に不具合が有る場合、下地骨や戸襖ベニヤが老朽化により朽ちていたりする場合、襖が外れかかっていたり、開閉がスムーズに行えない場合は、事前に建築課までご連絡ください。

◎写真様式 (襖は指定業者以外の場合施工写真が必要です。)

1. 胴張りの状態がわかるようにし、通し番号、日付、団地名、棟号、部屋番号をわかるようにし、1～2枚ずつ全体が写るよう撮影する。(表裏)
2. 下地骨の折れ、胴張りに破れ、その他補修箇所がある場合は補修後、その部分を撮影する。
3. 胴張りに補修の有無の確認と、補修が完了したことの確認ができるように撮影をすること。



※注意 襖に関しましては、指定業者以外の場合、写真がないものはお受け取りができません。
必ず明渡し時に写真をお持ちいただくようお願いします。